



參陽松平御傳記卷第九

目錄

五升 深浦

大給 宮石 瀧根

能見

塩津 始駕鴨

都筑

丸根

此記二〇年乃りイフイロイナニ

参陽松平御傳記卷第九

和泉守入道信光朝臣七男跡三郎正村母六羽依子
後外記より大炊物と稱し 親右君に法を承り三羽依子
名津の城に在りし明應三年壬辰丹波の合戦次第切と云ふ
之後隠居して左方と稱す云々元永六年壬辰六月二十日
是秋八十二才にして卒す男法長花岡院殿一玉白清大禅
定川と号し正村の嫡女八長沢七郎親法と婚し男子八
比五郎法にを而て男長情とよま次ハ比五郎信守才
之男ハ比五郎親法等なりを而て男法盛とよま長情と
又正村の家督法盛を名津の城に居住し 甚親右君に
法承正二年丙寅以秋伊智新九郎長氏三川大橋と云ふ



A288
72
1-4

も親右と鶴子の所を捕足す旨味より奪ふし長氏と弟と
破る同十年美濃の村頼国親深後以大庵主膳と不有
母様より奪ふ事りに依ても信約余と奪ふ一色と善と有公
頃坊より奪取し深後より攻分るも七部親右物より深後と
せむ大庵主膳坊と親右はに長氏より八部在布倉然して大
に依る所と奪ふこと江に放く深後忽ち奪取り長親右は
親右の所と奪は軍多しと深後地を奪取も情に下
り長情許して同我より八部在布倉取らば奪と依る所と
奪ふこと此地より奪ふ地より奪ふも情らんとは深不
長親右法よりい深後の減よりい長親右は長親右の内より
四部奪取の地と親右より奪り

深後取付尚親右と深後小坊より後に大坊物志系し
改め大坊に申甲申に月経田親小奥の弟深後在布倉の
威取の所と兄を布倉長と情と在る軍功とありては
右系より奪取小坂倉八右馬村と不有弟深後在布倉と
親右ととては長倉八多深川のし子深後親右親右
奪取に長申甲申六月乃右日右系長親に十九より奪取より
右系より奪取と大坊物好系と不深後の減より奪取し
深後長はに在る深中坊の減より奪取を然るに長親右怒り
威向長秀より奪は長親右親右長を長方より奪取戸
川より内押分と奪りて攻ふる好系権をとして此方
好子と長親右と長親の減より奪取のいりて中坊と長親

欽定とすき長順と為し中務に執入し（好宗と政経）
好宗同右十部在座同定部在座久々更叙八條十部
と初め三指即人然北に叙中務に押入されり上中同
とと解さし川方好宗の嫡男と成物伊太い

至徳宮にはなき軍功と勅じ天白三年三月廿六日
河丹在馬村出陣すはに屬し菅原山に控り然北より
と病すは及物家右父に遠征とすれを好未宗年
唐美に秋国東に打入の附下流国少少川と二百兵
衆地とりり唐長六年庚子八月朔日小幡元の儀小
控り然北を病すは及政右利の父の遠征と成し
至長七年三月廿六日唐美朝右向の儀と揚ふとを後

四品上江一宮承平五年壬申卒を以て男と成政右房
切右兵衛と一宮承平九年八月又右利家督高
成地武方九子右右石余とすり同十日台同より同國
如海船新屋十揚分同十二月二十日唐美中比叙し
と及政と政む更廿二年己丑二月二十日丹波國
流智山の儀に揚り日如清すり右右石余とすり同
右右石余とすり右右石余九年己丑六月廿日右右石
右右石余の儀に揚り日如清すり右右石余とすり同
余と揚ふ天和二年己丑十二月廿日唐美中比叙し
至長十一年戊寅正月十日唐美唐美して人叙政右房
同十一年庚辰十月廿日唐美中比叙し八條武方より卒云と

今世を志馮の節經あり是と評傳の松年と稱し
り休庵子と丸の内は馮といふ故と休庵の故と目
ふ節あり

水正十三年と年のごりしをと傳ふ勲功と表せしれ名
味の地とありしあ慶應初立舟の左水竹年同村山法同
小松くお坊の而貴と傳ふ是より小舟は傳ふ大永四年
中はは月影同歌小表は永保元年は海山城攻の付
思才一様と引果し永保と攻三一右様に記をを
法康長平感懐し以永保の永色より小表九山高隆と
辺石拾遺文解とと傳ふ加(揚)りたて大永四年甲寅
の地と伝ふ海法庵は揚ふ長傳と越前とてはあを年

小より徳后一水保六年乙戌七月二十三日に以年
八信武よりて死せり小舟は名長泉らに表し
月秀元心禪定心と号し

長傳の身は信守 長親右には(不)くを致
功と勲じしれと表年よりして死せしを子孫傳
法庵同姓を傳ふ是より大永四年甲申永保元年を
退治はらふを關和地大永四年甲寅の地とす
信庵の子孫右傳ふ長とすを次は子孫を同族法
右傳ふ法とすは表り右表より子孫を同族法
長九節と号し天正二年乙亥八月を名二保城表
の附相宗孫法傳の法地は中より死せし兄弟を名

子孫ありし時、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、
其事ありし時、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、

長き、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、
長き、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、

千松丸、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、
千松丸、藤原朝に長き、皇女、内宮に侍りて、皇孫ありて、

天文二十年、辛未六月十日、壬午、秋に十九日、壬午、
天文二十年、辛未六月十日、壬午、秋に十九日、壬午、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

法名、性意、諱、名、号、に、
法名、性意、諱、名、号、に、

取清と白鳥居又次郎と右次之役なりぬと
之も右次之常しうなりとの力と系忠の降し送り
久も之を六舟取の利刀なりしと

志次之才内系と右馬江次とありと右次系右

小結ふ子傳子傳五舟の

右次之馬寄九舟馬寄九舟系忠弱事たりと之を
之祖の右切小依し五舟の舟地とふ六箇不老のれと
系忠に揚ふ

水原二年己未屋名左根の城攻め軍切と勅む同二年
美一向宗一様降起の附軍切多し或附一様寄作川
小依と系忠と取人以下流寄馬核射らる依て

系忠と右比紅とあり夫と致川一様降易して迎退く
天正二年己未六月左原の役右系親傳と系忠信忠
とあり同十二年甲申四月九日右系久の役取人松平
利直馬寄切とあり右御と系忠欲二河突虎一
とありとあり利直馬寄切とあり信忠居して文徳二年
己巳六月三日卯年右系と死せり法名同堂法清
右禅定門と号し

系忠と馬寄切之節利直は信忠母ハ系忠をうかり
又系忠と系智と信忠と天正十年庚寅關東山打入の後
下流國信直とあり知巧二ふんとあり信直は系忠長三年
九月分信直は信直と病死信直年同十文法名と信忠

源久輝定川と号は

伊呂子孫之節後継は右實とふ母を酒井右馬尉右源
ありて其長と云ふ成久九月十二日

台酒之の御意に控へ元後御一字孫候右實と号し酒
指とすなり同六年庚子關東の河に父伊呂病癒是し
まぬた右實と号し其勢より果し軍事と云ふ同十二年
戊申流を文と親せしれ公佐と改む同十九年中實大
坂の政より右相國朝山の城に居たり明永年毎祝ふ
伏見の城とちり寛永十二年乙亥十二月十日右相國
城上候より酒井忠に右相國公と云ふなり同十九年
十月十二日右相國公とちり其長と云ふ成久八月二十日三條

左書して元公は嘉秋六十八歳下流の國河上朝國師
左書等元らに新り法名等と云ふ敬一宗源を輝定と
号は

右實と号し其長と云ふ成久九月十二日
大猷院殿右近衛守りし所をて月程候を以て源右馬尉
と云ふ酒河右朝之教は信長九年甲申中其公は酒河
子孫右馬尉と号し其勢極相と云ふなり其れ中其後嘉
と云ふと云ふ子あり酒井右近衛守子孫右實と云ふ子
と云ふ右相國公の教は信長九年甲申中其公は酒河
御中其のり連られ法を文と親し酒河忠と云ふなり
のち其と云ふ子孫と号し其長と云ふ成久八月二十日三條

子と信若力後に横河も右様と今此神在席に於て五祖
又あり

伊原と身とを御書と号し一生浪令りて次子にて
を神に命を賜ふ事あり

右實の爲子忠宣といふ名は主水後の揚中子伊原と号し
寛永九年甲申十二月六日没五浪下に叙し揚中とて改め
承應元年壬辰十二月壬子没し仍ち仍ち命を右馬右衛
とありて又右實の遺跡と揚中と右馬右衛の内の中右衛
と右宣ももれぬに右馬右衛も右馬右衛と名を賜ふ事
右宣は同二年癸巳七月廿七日没同の所此の力を同族
今武敏又送揚中實室次の倭地と歎て同十年十月

二十七日大正若松を命り同二年甲申十一月廿日介記と改め
寛文八年乙未小降りて鐵と稱し同九年小浪原延宝三年
甲寅十一月廿二日乙未ありて死を命り芝原四子泉登
大園守と葬り法名と経松隆敏快嚴源秀と号し今も
十六石あり 松本名と物も無かり

右宣の子與右馬右衛と名を書後若よりかれ二右様と
揚中寛永十年乙未二月七日並に加清二右衛門公右衛門と
より後承應元年十二月十日又忠宣の遺跡の内の中右
衛門公右衛門とあり此の子は後地取とつて其書と又
今年乙未十月二十日乙未十九歳ありて死を命り今此松本
右馬右衛門と名無かり

大谷松平家傳

茶 謹照 宮石
段九内一葉英 葛

大谷松平は秘すの松泉と入道信光相傳は中宮
と上命は馬宗元と云はた松泉の親志右は同族の骨小
一持に思過厚く念元親志右は馬一軍とと是れ
し松泉は加藤郡細川の庄と傳ふ
大谷松平其外法記より加賀守宗元は娘孫は馬一
稱し親志右は清次男と云長親右の清念元は傳ふ
されも宗元はと云二年丁酉四月九十二丁して年と
われは父宗元二年丙寅はされり親志右は水亨十
年の松泉生れり父宗元二年丙寅八月廿九日せりり

清次男の生れは年と云はと云長親右と天文
十二年甲辰小九十七日と云遊云と云は松泉記の
松の法にたりて親志右は清次男は傳ふはれり
はり是は大谷松平の傳の河とにたりは松泉の云は
はされりはあり

宗元は清次男は細川と傳ふは傳ふはと云は年
より清次男は松泉と傳ふは松泉記に傳ふは松泉
宗志と云はと云は天文二年丁酉四月廿九日と云
せり是秋九月松泉同族松泉同族松泉同族松泉
松泉は松泉は松泉は松泉は松泉は松泉は松泉は
と云は松泉は松泉の子七人より長男は清次男

懐りお衆ると然と仰じ親承必死の切を九利とあり
大儀に引退くは日長傍まきこ之長傍ありと大幣わて
今江常宗言と權江大儀とこくんとを仰た親承瑞言
屋名上通れと藏田経秀とありを後大儀の内御眼
村主が遊年田親大儀羽也と仰ひらうと足物内言
差言と今常言小常して租税と納むを今常言
宋照人十法なり水儀六本言ま一向宗親の世に
惣言内お堂障をまきと此と二儀とせむ天文十二年甲
乙辰出水寺付とありら天文十八年庚寅小田原の役
徳政の申しに控して秀吉とと宗親ありとまきとあり
これと仰むと秀吉を云は常宗二つと揚ふ同九年行

二枚石の地と揚ふて江戸湯城の向う辰吉と仰とめ同公
百人と仰らるゝと知州の御承取とありわらう内同在
年乙辰正月十六日十一年辰年六月乙亥法長親承後白雲
宗言内言と早以承言うと今江常宗次ハ入常言
いとく御承取と進下り仰た親承せし辰吉石の地ハ
よりして列して常宗の儀とありまきと今江常宗の
旧地よりといふと辰吉の儀辰吉の内よりと仰ふに知州と
揚ふと好まなる物とありと先きに監物と号し辰吉
と仰むは子孫今乙辰言まきと今江常宗と仰ふ

常元江常宗の身二の儀長と不兄を常元辰吉の子と
年二の親承といふと今江常宗の身二の儀長と

号し深野の如月年為親自とて子孫の旗印にあり
 兼元が男は此節に由り出候お石の家と云はれ候なり
 兼元が女は六浪園信とて喜とあり子孫に年と稱は
 家傳より加賀守兼元が女は六浪園信とて喜とありとて
 園信が親重の和泉守親宗の子と云し人給候と云はれ
 而貴文と云はりては後母方と年と稱し
 年無ふはりては此條七年甲申七月廿五日迄と云

大給候之内に言ふ今度中人の
 之を和服とて不及是派の侍と
 乃扶助にお良の指費又
 此條よりお指費又云と云

とて中 東之 河
 此の家と云か人殺らし
 此相備は若又人給とて方
 候時方と云くりて云とて
 名し河也

永保七甲子 爲人
 七月廿五日 河津の村

周防守

人給候と云山川を是と大浪候
 柳切程中山行東向と云と云

おしり洋相知り也和泉
不智一糸をこし湯也と云ふ
了乃節同此申言前事之介
本懐貴之懐貴文法解をこ
百貴左におくらして色法大論
字人として事甚方為し世の中
小美足は皮知りの便と云ふ
てをこし切也併

六月三日

長尾左康川

松久
分

松平因房が親會の子松平久の親知を名高天印
頃為友存とと轉す捕と云ふ

余照文よわおれおと尾左解との復た名高下控と
其間名高因を席に馬大湯新の馬山居彦文等と
漢と合せた不の處と云ふは久保深平の勲と云ふ
と云ふと親知の子と松平久の物と云ふは和公重成は是
松平遠左衛門と云ふ何よは名高公と云ふは和公重成は是
と云ふは名高公の弟と云ふ何よは和公重成は是
と云ふは和公重成の弟と云ふ何よは和公重成は是
と云ふは和公重成の弟と云ふ何よは和公重成は是
と云ふは和公重成の弟と云ふ何よは和公重成は是

大治元と兼正の娘男と源平兼房と不母は兼正の女
と云ふ事あり其の信忠を討たせり兼房は二十九歳の
時父兼正より先して死なせし法衣と云ふ書と号は兼房
子に名を兼房と曰ふ兼正の家智と云く源平兼房と
又云と云ふ

兼正の次男と傳ふは兼房親房と号し兼房同母は兼正
より同母和泉と親兼房小房と号しは十歳より死なせし
を子朝正と号し源平兼房と云ふ事あり兼房と親兼
房同母と云ふ兼正に属して後

兼正より先して死なせし法衣と云ふ書と号は兼房
子に名を兼房と曰ふ兼正の家智と云く源平兼房と
又云と云ふ

源平兼房の傳は兼正の次男と傳ふは兼正の女
と云ふ事あり其の信忠を討たせり兼房は二十九歳の
時父兼正より先して死なせし法衣と云ふ書と号は兼房
子に名を兼房と曰ふ兼正の家智と云く源平兼房と
又云と云ふ

兼正より先して死なせし法衣と云ふ書と号は兼房
子に名を兼房と曰ふ兼正の家智と云く源平兼房と
又云と云ふ

此書(八)と想ひ在るに退て一職の家と爲し主君に
 奉照又秋年(前)節同(方)と社同(方)の故先(と)家(と)
 親(宗)真(公)大(給)に(方)り(分)給(と)揚(お)と(之)元(院)居(し)家(督)と
 爲(子)凡(と)真(宗)の(傳)り(大)給(下)座(者)と(没)居(せ)し(守)氣
 少(く)卒(立)源(名)深(心)と(号)以(親)宗(子)深(源)真(宗)母(ハ)
 様(丹)内(指)正(院)定(す)す(し)又(の)家(督)と(在)清(一)給(と)公
 東(照)宗(公)は(不)事(り)の(因)由(書)と(揚)宗(と)母(度)

此(列)者(ハ)之(宗)重(ら)宗(后)下(ハ)
 清(を)傳(以)光(來)九(日)此(列)近
 二(の)多(秘)以(境)同(と)事(以)る 一(列)
 下(に)急(い)る(と)傳(え)

九月十六日

家康(判)
 松平(左)と(度)

此(を)以(て)公(共)の(主)在(清)世(方)陣
 中(二)有(以)陣(以)安(細)
 石(川)内(指)守(と)其(越)公(を)傳(え)

八月十二日
 家康(判)
 松平(左)と(度)

天(正)十(年)壬(午)六(月)壬(辰)廿(七)歳(子)て(終)死(せ)り
 真(宗)の(嫡)子(深(源)而(後)に(和(宗)と(家(康)と(又(真(宗)の
 送(候)と(在)候(し)

東照文は不意に御一字と下され家来と号を母戸田
と名付氏光の女より天正十一年庚寅東江打入の儀上
名利なく米地を万石とわさるを文も六年辛酉港石
村の儀より二万石と揚家来・嫡子・孫・孫・孫・孫・孫
兼の御替港石石村の儀三万石とわさるに和泉
改めを石の儀以上石の儀以下御
大猷之に御代の中より常とて是迄は陛下に叙し御代
よりとらぬ如忠をたげ合ふ万石と揚家来二年神
六十のありし年云

凡と奥平の二留之席以席後名は奥平奥次といふ母と
戸田と名付氏光の女より文も二年丁卯月成上石

乃忠意上石の儀跡は存ありたりし時奥次は家来
の跡ありしなりと具し十二人の忠意と書
新給儀内を人の奥次より討たるを人とな
捕係同十九年甲寅港府より石をのりて居下
儀

東照文は上書成りては戸小出

名姓より出た大坂再就乃世六月七日儀冊の
合儀に氏名を人と打取置に之を九小宗込欲と儀と
合と首二級と儀より高石の儀下首兼後酒升
新業以中多儀儀と格儀し高石儀下首也戸田
者お前御子也と云れは是れ一也一奥次と云とて云と

余遠慮と敬前一口と決りたるとして敬と遊拂い為席
とすらく同年貞次に遷改す名をさす是上りすく知行
小石とりり又法を更し教をくれ遊を物とありと心
寛永八年申年若原と有り上段の内くは加清二小石
地すは若原の田地と形をくけと信ては加茂段大谷の
地くは小石とりり同九年甲申加清上段の内が
甲申これ亦教と有りは加茂段大谷物は控り
川若りはくは信て公七十小石と揚ふ正保二年丙
九月十日白七十歳より一年を以貞次初甲申小石
さし信し内者ふんち信原の二官と若原と一これと
はと若原と号はを後々すはと席信原若原次

ふすはの正保二年貞次遷改とすは此下より
名原を更しあり信ては貞次若原の多し并想願
名をさすは小石とりりはと若原よりは小石と
ありし有り若原より是を今の中石年小若原信原
左七節若原は小石此遷改と信ては後には若原若
原よりして信を更し教し信原にありと信のち
は若原若原は若原と有りは若原若原信原天和二
十年正月十日段科は加清のとす甲辰の内は加清
二小石合はくと小石と揚ふ貞次甲申二月十二日
人取沙達若と有りは加清一石級合はと小石
と下り同元年甲申八月若原人取沙達と若原

わすれぬを南河内守のふかむねを在見と云はれ也
和泉守のふかむねの二男と松平堀と云ふ和泉守

右徳隠殿ははらねり出されおぼろむと云ふなりと云
宗竹と云ふは西加藤二右衛門と云ふれは公家と云
ふるは宗竹と云ふは宗延と云ふは宗平と云ふは宗平内膳と
云はれり

和泉守宗孝の嫡子と源江藤の嫡子宗久と稱す
母家宗孝城氏の子なり云保二年丙戌二月海軍は
おん叙し前出陣しつゝ云同元年丁亥正月乙酉
法皇の上院御禮給家格のち云云急之年甲午二月
二月入京寺の遠殿に方石の内におはせと申すは記ありて

をすむるふかむねと云はれし二月廿日

上と云ふは和泉守のわくまを文元年辛酉八月
上は籍林城地と傳し下は国法書と云ふははらねり
おぼろむと云ふのわくまを云ふなり延享二年戊午正月廿
二日松平因彦宗孝の宗孝の加藤二右衛門と云ふは合せて七右衛門
宗孝の年乙亥七月十七日入京と云ふは行年おぼろむ
西久保宗孝の天徳と云ふなり

宗孝の宗孝の嫡子宗孝と云ふは宗久の同母は宗孝なり
世年のと云ふは宗孝の嫡母は宗孝の母と云ふは宗孝の母
と云ふは宗孝の母と云ふは宗孝の母なり

若君源のふかむねと云ふは宗孝の母と云ふは宗孝の母なり

八月十八日法全史ヲ親覽せし所川巻地と号以取意
 元年六月日向の字ヲ推しとあり同十二月二十日年
 條千儀と稱不明と云年法全史に改め同二年甲午
 二月廿日分記云石とありさるに依て石米中儀と
 升年之物よりさるのち石米性推取取とあり巻地京
 改め寛文十二年五月廿月九日石河原とありのち延宝
 七年己未七月十日若年号とありお中石河加傍衆動
 と系同九年十月廿七日廿二日加傍お中石大和二年壬戌
 二月廿日加傍お中石信取法滅とあり石河石取
 炎有若とあり安永元年甲子十月十七日石河
 小流とあり年々壬辰秋四十八日若年改め端字乙午布業地

母お歌女丹羽源氏の如かり寛享元年甲子十二月十二日又
 宋改め送取と云稱し後爲と云法とあり元保二年己
 十二月廿七日法全史に親覽せし巻地とありと云同七年
 辛巳八月廿日法全史と改め同十年壬午九月廿日法全史に
 の條お歌下と云同十二年庚申二月廿日石河と云名に
 あとてお歌年と云稱し細條の内若此改め月日
 享保元年甲申十二月廿日法全史と云年と云と云編子
 乙十席宋買字南水四年丁未十二月廿日法全史に親し
 法全史とありと云享保二年丁未二月廿日送取と稱し
 此所稱向と云石と云仲致宋と云知り宋買と云年号不
 補し西尾と云と云水と云後連判の判とあり石加傍百云

合せし二百石下り延享二年四月十日小卒を以て
八十石を是令此徳也と申深く細又なり

宗匠の次男仲致等も新田二十石を以て後継者なり
あつて心中を承知せしむる所の松平長也也宗兼宗徳也
宗兼も宗久の嫡子源次郎宗兼も、流を更し親を更し之
を備とあつて寛文九年八月十日松平下流を以て
長子となりて忠言とあつて是れ始て宗久の流を以て水
宗兼宗徳となり天和二年壬戌十二月七日流を更となり
と成りてあつてむ貞享二年丙寅九月十日又宗久の流を
七百石の内二十石と新田十石を合せし二十石と流を好宗
より新田二十石と申す宗兼宗徳の分知なり

此
後

其身六百石と在續し和泉守とありて元禄二年
庚午九月十日十七日申し卒せり

宗兼の嫡子源次郎宗兼母長平大徳元品能くあり
元禄二年庚午十一月十日又宗兼の流を以て
しふよわわ石の少し之節宗兼の石同才小節宗兼は
よか知りて同四年辛未二月九日宗兼の流を以て
同十二年庚辰十二月十日流を更し親を以て和泉守と
あつて元享元年七年庚辰正月十日源次郎宗兼の流を以
て好宗とありて源次郎宗兼の流を以て好宗とあり
是令此和泉守宗兼の常流又なり

宗兼の流を以て宗兼の常流又なり

子らして心を子内通改余邦を子信後子守出で
松平恒高も常邦より分派の字十二名を松平平宗
四宗と名を松平大信尾常城三宗守七依松平源信宗
なり

能見松平家傳

和泉守加茂綱長信光入通より九男と傳七郎光親と不
冊に親右衛門と同一名傳に托く親右衛門は不
傳に波麻右衛門とありて是も傳就功とてけむるに能高
親能見より常地と傳ふ長親右衛門信光右衛門は不
と左年より傳右衛門と云ふ六年の中四月十日壬子秋

八十九歳よりして二年をとり能見付親右衛門と云ふ

光親より傳七郎重親傳に波麻右衛門と改め

波麻右衛門は不具子波麻右衛門重右衛門傳康右

衛門志右衛門は不具子波麻右衛門重右衛門の波麻右衛門

合戦の所軍功とを伝承す波麻右衛門と改め天正元年辰

八月二十七日壬子秋八十二歳と云ふと云ふ重右衛門

傳市郎右衛門

東照宮より改められたる正九年壬午相模より左様ト傳平

傳部より改められたる知知と云ふを子左衛門右衛門と改め

と勤め之を守右と云ふを後能見傳平と云ふ守右と云ふ

守右と云ふ如傳平と云ふ守右と云ふ守右と云ふ守右と云ふ

之別漢樂歌淫律小稱り因家此意治大信元定康と
親ゆりて法少全例成元の麻を下子唐以法三年
丁巳十二月二十日六十七日ありて死云赤沼村の松林守の
葬り法名と貞照環秀流大徳居ると号し松重
子之内持次と

東照公のし出れ松平九郎の孫と有りてと孫
の段十軍功とをて天正十二年甲申長久寺の段十
御府と被り同年八月十日に死をり年四十三松林守
子孫承法名法重環秀連深信と号し持次子と法に
妻の勝成とと母は六條中納言及女有り又持次死をの
後母と與に京政小よりとをりてと名い環秀は孫と

三二

往を死たる安平愛化と信男、招子孫て安儀の加納小
いも往名末比とに石石鱈の加納姫系御席の存と
とる正保三年丙辰二月八日七十九日ありて死を子
と親を子法を子ありてお地ちり孫成、才正席は
宗正これと兄と同一く加納の姫系と被り松平
松林と右政の屋下とあり宗正の子正席は宗親の
子孫今右の松平九郎は宗正の子孫の松平といふ
橋井の松平の流とて橋井右馬守の孫とあり押鶴
と言は誤と有り松海郎の孫と有り

都筑松平家傳

和泉守信光細長乃吉男の二席と稱し法に安儀守

侍有るなり思能く不母に列後なり侍能くして其後
十洋子記しきり思能く留と之節去也と号し後の
同儀よりいへるなり親忠君は不有り明應二年庚の
冬十月十三日之君丹国の親小陰と合也親の乃た合と
損を法名と親菊江樹と稱し光也留と之節去也親
直とて又親直の法名なり親忠君長親君に不有り
法名とて改む法名に親直と号し天文十年
死云なりを亡留より内親忠も又親直と号し死云
次留法を丈夫改む母方此氏と留と親直法名と改む
法名君 唐右君は法名なりを留とて
東照太子は不有り之節に控へ死云と留は親直法名

也改法名洋名と改む女子もく福徳君右馬と妻とあり
と改む松平傳左馬とて子孫ありと改む女子もく小
村左九郎と妻あり其次に女子もく中山氏の妻とあり
改法名法名右改む子と改法名又右の法名と不次留と
之節去也と稱し兄弟とあり
東照太子ありと改む子孫と不次留と稱し解東京とあり
之節去也と子孫と改むと改絶たり形影法名と改む

九根の松平家傳

之節去也同親九根十根松平守家傳と不有
和泉守信光君計沙未留と作連と洋名なり

死云とて子孫治木年右馬守治
 名徳云は不重子孫治木年右馬守
 六田今石治木大坂之百依治木年右馬守治
 治木内左馬守治木年右馬守治

矢三陽松平御傳記卷第九終

矢三陽松平御傳記卷第九終
 治木年右馬守治木年右馬守治

矢三陽松平御傳記卷第十

同條

編全 兩流 安洋
 牧内 青野 東條
 櫻井 藤井
 三木 渡井 鶴殿
 桑谷 兩流 松平 松平村
 藤井 或二木 長澤

大正陽松平御侍記卷第十

福全松平家傳

諸和天皇は此後胤全川名海部母祥の城に松平右衛門
 源朝臣親忠右の弟也と刊録也親忠とら不母と刊録
 中し長親若 信忠若 信康若は不母の弟海部
 福全の地と賜ふに曾去原親長が家督と流し親長
 亦是之節信康家督と流し 信康若 康忠若及び
 東照天皇は所之代は不母の弟 信康實子也
 康忠若の弟胤全の親長と流し之を以親長信康と
 家督と流し去原親長と号し

東照天皇は不母の弟福全年若美一向宗親の地川軍切と

そし元龜元年庚午婦川の役は甞有二級と云り
天正三年上美長條の役も甲首二級と云り又同十年
甲中長久寺の役も此田村入家より桐子二席と云と
合じ右に腕子割と云ふ事も遂に同行と云々也
之旨と稱し同十年戊戌十月に曰

東照公御遺所の付は徳子侯公御母との旨法を更し叙し
之席以て号し同十年庚辰秋園東御入国の良好
色ありてお好と許し下流は山高舟の 徳子侯公御母
御母也 元和二年丙辰十二月江戸より出府也 同二年丁巳
七月に白の卒を去秋七年乙亥より法名と松林院光
榮を言ふ事と号し其子是之席以て法母の法母也云々

かうりまは長六年庚子に在りしより

東照公御遺所の驛下流は以て徳子侯公御母の旨に相傳
すより附す之を以て自ら撰物とりて其の同十年丙午
秋九月より出されし由に相傳と云り同十二年辛未正月十日
之石川海船を相傳より出石七十五石は相傳と須臾より
大坂舟屋の川舟に直相傳多かり勤勞のより少費大
ありとも是の川舟に直相傳ありしは相傳多かりと云り
相傳し元和二年庚辰其所の後江戸よりしては書院若と
ありて好は汝若小如られ其を承す年丙寅三月二十二日
は相傳し石川舟屋より出石七十五石と傳ふ同十年辛未正月十日
水原の舟屋舟屋より出石一俵より其の川舟に直相傳と

背くこと同十六年公孫氏易せしるを安元年以て小北
敏光と名けり同二年庚寅十二月二十七日辰卯上戸親親
小北坊小右とあり同四年辛卯六月十日辰卯小北坊
正加清之而儀合也小右石と稱す承應二年癸巳
六月十一日卯年六月廿九日して北を号し江戶田宮五郎山
法藏と小北を法名松樹院心養を因閑と号し以て隆より
七世松年内膳付と實曆二年甲十二月十日壬子朔あり
承應元年卯年小北の家小右松年内膳と云ふ石松年甚節
を今に以て御母多末なり

橋元と松年家付

上雲守長親殿居は有之方と云ふ所は松年親親也

母小北女とありして天所降云々あり 儀右君 法康君は
は不有り此海部流を此地ありといふ末細の地と稱す
天久九年庚子十月壬辰卯年十月十日して北を稱すとの
實天永元と云ふ親親の所方之節は親親の
法康君はは不有りて字子孫之年庚寅九月廿二日
小北坊字河の儀妻に成り然る後中より妻成りて
宗然し常と名けり之理のふまに之を稱す北を
二十八年と云ふ 法康君はは不有りて字子孫とあり
親親の孫之節は親親の孫也母小北坊小右の久松
北系と云ふ承定後と云ふり又親次小北の附小北
祖又親成りて是と云ふ 法康君はは不有りて大文

二年庚子の五月二十日乙辰別謀の戦い十年十二
才て漢と合せ此れありて戦功ありて感懐はる
以て漢帝は帝は帝と稱して名号とあり是より漢
の帝は帝と稱する因九年庚子細文親が北へ
征く送使とせ續して清水原の年に

東照公には未有り天正二年乙未六月を別二役の成
の所は徳は徳にも物も推して俄に病に臥せり
東照公すしむる親信も病に床ありてを病苦
と問へりいひ自ら安とすしりふ疾もも年前の事
もくありぬ上公は依ては雁とすれは色病を
病の因く七月十日遂に病北去秋十六日床終る

十一
十二

婦男との帝は帝 徳と帝と 帝親とす母は日蓮の妻年
久し備貞延のありて天正乙未の乙卯切年多れり送
使とすれ城人のありあり天正乙未庚辰秋
國小治にあり羽立十九年乙卯小治の國番取
むる武兵多麻子郡田無むるふると傳ふ長
元年丙申上公とすり大正乙未乙卯乙未
備中の四代とすり同十年乙卯八月七日
名は乙未といふ東の法をより親をれと
東照公の御一子と保保し康親とすりその御後とす

皇親
御親

東照公遠江濱に御上城の御より又乙未の徳の御

延暦天皇御宇に海防府の城より松平朝宗の
家業と信濃代府のと成り大坂の家の跡より
西遊に往くなり元和二年丁巳二月二十日川崎堂
此上より往く北をせり康親の留守の節に康盛右
又源氏の六之石川城より川堂前より春宮よりなり是年
より海防より往く

東照太の御例に照して元和二年丙辰正月朔日

御前より一先備御二字と御願しより下北松平堂
に親せり康盛の康盛と改む同年江戸より同三
年丁巳又送殿と申すし同六月二十日

左酒より知々の御前と頂戴して後北松平細川藩小

ト云

此より水舟往渡りし御十一年より此迄
二月七日由加清二石石松平公千部石よりあり康盛と
なりし御し寛文十一年辛未七月廿五日林七年を以て
して北を江戸外延光御前に尋し信長と奉徳院深草
智光定感と号し康盛より以て同後以て康長也
より知々の御十石上納りあり御家藩より
流平此分流二石石松平康盛の御石松平利兵衛
二石後松平藩の御より今に常宗也

松平家傳

三川由海部松平の城より石原を親右御代より

右の長家六列後ありて 長親若 法右若乃
法康若は法右若より一の額同列丹にあり米色と
しこれ丹にたる物と稱す 右水左米 幸に法海若 若祥比
代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
母祥比代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
同列同列は福らむとありて法と若祥比代と長家と下
これと名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
右法秀大軍と列果し是より母祥の代と名をこれ丹に馬府
康太多と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
是より母祥の代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
城守は加ふ同年六月六日額軍相押分より多小

後して城守と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
法右若は法右若より一の額同列丹にあり米色と
しこれ丹にたる物と稱す 右水左米 幸に法海若 若祥比
代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
母祥比代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
同列同列は福らむとありて法と若祥比代と長家と下
これと名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
右法秀大軍と列果し是より母祥の代と名をこれ丹に馬府
康太多と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
是より母祥の代と名をこれ丹に馬府康太多の法左助佐利と若に
城守は加ふ同年六月六日額軍相押分より多小

牧内松平家結

右京亮親右卿辰巳守八郎六郎十郎法右衛門左衛門左衛門

高と不母と姓氏とあり 長親右は法をり 惣海部
叔向より今此地と揚永承正二年西美汗部新九郎長
叔本との討子と名夫利川を兄丹にたり 物長親水
子軍功とを以て大文四年乙未 法康右逝云云

康右右は法をり 同六年丙申八月二十六日北云云
法名一尊道金禪定門と号し 康右高の孫 官長而
康右の父は遠藤と云續し 康右右は法をり 乃ち
天文九年康右は六月六日如洋の城小控く 織田方兵
打北より法名と月峰秀光禪定門と号し

一法に曰康右の子と名を布負頸法名と
康右右は法をり 惣海部より所此地と揚不

康右右逝云の後、皆く今川の麓に遷ひたり 法
二年丙辰の春二月二十日法名部旧迹の城と政む城と
興年久し 貞延門かよとて 拒絶不承 是倉然し
死亡は法名と貞嚴頸和と号し

常色の書ふ 法名と名 長親右の
子とす 法名と名 長親右の子
と云 康右の子とす 一法流定あり

法名を所 法名と名 長親右の
弱年より 法名と名 長親右の子
法名と名 法名と名 長親右の子
法名と名 法名と名 長親右の子

加叟と号は是と兵原の松年と世に稱しう家忠死法
男子無くして兵原の地と松年を右深よりこれなり

松年家傳に同右次は清和源氏の末よりして源隆頼政の
流胤なり代々室町家には流胤を別しあり今川家の
源忠右次之別は生うる長去家忠の流一源忠死後
是右常と感ししなり

東照公兵原の地とまう右深よりしなり是公常兵原と
稱しし誠切如月一日子とすれ因幡守小名と此
一子也子傳と家忠松年因幡守と懸懸親と稱し
之子因幡守康重因幡守入國のといふ此地ともこれ
を後子孫進く坊後分る右常石右深同は成し松年

因幡守と左廻りなりは流あり小石松年と稱し右松年
と馬二小石松年深城とあり紫系あり

東照公より家忠の嗣は是と信ししは因幡守松年
也因幡守よりありありと家忠の遺跡と行りし兵原の
屋下と松年九子附屬とも天正九年二月十九日小
忠右兵衛松年九子武長松年九子松年九子松年九子
とするは長松年九子此秋因幡守松年九子松年九子
向し兵原の屋敷と右左兵衛とをれ屋敷の成し居しあり
同六年二月廿八日因幡守松年九子親任同十年己巳月
十六日松年九子松年九子同十年四年松年九子改む因幡
守松年九子松年九子松年九子松年九子松年九子

新設同年二月十日逝云云秋二十日坊上寺に葬り信長
性高院の憲宗宗玄白大禪定門を号しりて庵名龍龍部若後
在小寺と号しし性高院と号し信長が嗣子たる後
東照宮御末男成吉と嗣しりて庵名龍龍の圃を号し
是も信長が四孫とて御孫とす

櫻井松平家傳

父重守長親細居氏分二宮と云部 後より信長禪定母ハ
家守として其の孫氏なり 信長が親愛とすり分列後
なり大水元年辛巳 信長が母洋御相續の所御海部
櫻井の地と賜ふ薩本 信長が御隠居より國々御給

信長が御切事なり 禪定ハ兄右衛門親徳と御門の上座
とすり信長孫二年とせ之所薩本御分列の城裏の所小
二方此の地とあり御持世の御所 御の御合より薩と云
遊居をこれより御軍取わし薩方利と云り薩本御
の城裏と云り 信長が長子長軍切と云り其の夫又
二年まじれ去二月二十日如左御薩本御の御小禪定ハ大徳此
れを親世と人知と云り或切と云り此の地と云り 信長が逝去の後
廣忠が御切推して暫く神戶に遷す 信長が御分列の
御道中ハ所人長徳よりいふ所御の御小知と云り
信長代の御分列ハ禪定と親ハ睦しりて是れ也
長親が御分列の御孫宗として禪定ハ無心なりと知されしと云

廣右若長房の事は是より西書代迄も決定し和熟
 しより村上天文公事と美十月二十七日の事とあり法名と
 大起隆殿唱達と号は信玄の一字と宗刻し温菜玄直道
 と人と同じく櫻井山大起隆若提守と号し決定の法
 名も温に改めて善提守殿賜養一心道見右居士とい
 稱し字は信定の子中子と傳へし長女長深津賞祝
 廣の家ありといふ大深和泉守親年水守といふ事と
 嫁し市市法定の事ありたり又決定の遺跡を相續し
 廣右若長は是の内法定と改め公の家室と稱し同十二
 年庚午十月二日小病死す法名と田之院殿頓養深確
 居士と号し子室物家次の櫻井山家智と相續し

東照公には不存なりとす市市右正子ありし右正子
 市市市右女又家次の家智と相續しその内法定家廣
 の子なり右女親と大善法とをいふを子大深をいふ事
 と相續し今信州河邊郡石ヶ崎の城に後日有る松平
 遠江守右論の事ありけり流々市右松平遠江物守石
 松平右の二右儀松平親母等あり

廿藤井松平家傳

段目放

五二桐

出雲守長親朝臣村守信實と云市市利長と云母は姓氏洋
 事は信右若長深津若長は不存なり也海防松平此の事

所より丹の松平と稱し、唐右衛門尉大久保康
六月初三日、母安洋の城に控へ、欲と拒き、高城して、城の
城恙あり、後に水原三年、唐中病癒、後、醫原とて、是も
後、命して、平玄室、服形、東光、右年、小勢、法名、法
を、南道、宿と号す、利長、法名、親おし、なり、
若く死し、も、一池、小遊、ん、け、内、法、を、親、お、つ、
善、擬、而、光、右、年、に、葬、り、多、方、く、光、右、年、に、記、小
之、り、

利長を夫久九年、唐、六月初三日、母、安、洋、と、致、死、り、と
信、原、と、是、と、し、ふ、

利長の嫡女を小川比呂河内修理亮康家と妻なりと云ふ

女子を次勅臣節、信一あり、信一又利長の遺跡と
云ふ、

東照太子は、有りし、葉、研、侵、り、し、て、元、永、年、中、に
之、方、に、控、へ、唐、威、と、稱、し、城、を、築、き、大、に、威、勢、を、立、つ、五、三、の
相、の、段、と、稱、す、を、信、原、と、云、ふ、に、叙、し、伊、豆、と、ん、あ、る、女、を、長
六、年、に、世、常、川、新、治、郡、土、浦、の、城、に、と、錫、り、寛、永、元、年、甲、子
壬、辰、に、卒、し、り、し、て、卒、を、せ、り、娘、は、信、一、子、を、松、平
と、云、ふ、也、右、子、と、是、の、嗣、と、し、これ、と、云、ふ、信、原、と、し、ふ
又、信、一、家、智、と、云、ふ、伊、豆、と、改、め、る、信、原、と、云、ふ、叙、し、り、
信、原、と、云、ふ、子、勅、臣、節、の、

名、信、原、郡、川、内、新、治、に、控、へ、て、元、治、一、年、と、稱、し、し、城、と、

右圖と号はけ子孫傳承して羽川村上級上の山崎と
之乃之松半山崎と号を先祖より山崎お中石松半山崎と
信濃の郡なり

伊豆守信右衛門守中府右衛門左衛門と号同く
左傳と以て常の姓を先傳し伊一字と下し伊賀守松藤と
名と堀小引して合流と傳り物傳の別は金子伊賀守
右眼長男伊賀守右衛門合流色如務をして信濃下級
上級に子孫傳承して今信濃山懸郡上田城と
積五乃八十石松半伊賀守右葉の祖なりけり合流は
中石中葉の松半と計改なり

二本松守家傳

之員右海防右様の城守守人源朝臣信忠右左衛門と
乃而之席後信忠信忠と母ハ姓氏洋介也
水守兼末御父 信忠右左衛門守 信忠長女
様右左衛門の政をいし信忠も弱年にして信忠長女
秋信忠右衛門の府内遠言に依り信忠海防合流本の
地とからちり承りしと信忠長女は守り天文
二年まじまじ二月二十日加茂郡原嶽の軍に事柄とを
りいしり信忠海防二本松の城守とす本城守右衛門守
長親長の子として右眼守守の信忠の母あり六叔母と
右眼守守し男子ありして信忠守守の信忠守守の信忠守守の信忠守守

夫より若生河東より出てきてとて向ふ所遊久
来りて存と討捕ををに存夫親御と致さる
可とて作して上向うぬに常と強ひ去秋三十也
之向家傳高上田百所傳と云傳元俊は向人伝存と
討捕多るも傳と云く之は大漢と云知ると傳り向
人伝存と云と云と云く元俊と云傳り向人伝存と
多りて伝て固く詳退し其れも是傳り存と云く
討りて存傳りか傳り向と云向易く思ひ存と云
し伝と上云は傳り存と云く存と云く存と云く
元俊傳りしと云は傳り存と云く存と云く存と云く
存と云く存と云く存と云く存と云く存と云く

元

知河と元俊の事に傳りて云く

伝存の傳りて存と云く存と云く存と云く存と云く
東照天に河がれ水伝存と云く存と云く存と云く
伝存と云く存と云く存と云く存と云く存と云く
合と云く存と云く存と云く存と云く存と云く
之は大漢と云く存と云く存と云く存と云く
山西良知の傳りて存と云く存と云く存と云く
八月二十日傳存と云く存と云く存と云く存と云く
存の伝と存と云く存と云く存と云く存と云く
存と云く存と云く存と云く存と云く存と云く
存と云く存と云く存と云く存と云く存と云く

石と下りぬ大長者と有り所埋市心細まり伏見の由志
 とは心同十二年と十月三日伏見堂高申不座此の
 寺に居り多し大長者の派人と丹後信物書存
 座に居り致功と云くし所定永九年甲比三月遷不
 思夫と有り年傳之而後と下りて大長者と有
 細道を有り細道と云くし大長者と有り細道今大長者
 小長者再房与大長者有り此は信松年又二席と
 高武而後と大長者と云くし

浅井松年家傳

松年の松年と云

為人深明信之長の中三男と十席之席康孝といふ
 行存因母弟有り康孝右に信不有り家同松浅井
 と傳ふ天文十一年三月十一日小長一信長と松替
 院應岳常貞と号し康孝の子此席之席康定也世し
 丁部絶り浅井の地は為人信存と云くし

大井谷松年家傳

贈大納言深明信康忠右兵衛尉と云康孝母と云母
 大谷右と康正と有りし所以信の方と稱し信松林
 大正七年十月十日北名と志保とあり足持松林
 康長家 理節操物松林と云くし
 此は信康と云くし信松林と云くし母松林の孫と

所より世に上りてあり物杯にハ
東照より之を難田郡桑谷をて鹿厨に居と多
ら進る幼相に北之の後に此地と改めを巨られ天
享八年に国東より移りていふは四年に正月十二日
卒より右の嫡男と右系を尾流とて不十五日
東照に湯見しなり元禄二年正月十二日之方東の
没より子相と死をて之は子相の没と被りて此
より不承家とあり又忠政は子居よりして寛永五年
正月十二日死をて之は子居を定む寛永六年
床子林園ヶ東は改め小田を分りて小田は改め此
を母之長桑谷の比ありて右系と下り此は長桑谷

身より如傍相長中幼流相打とて二右系とて一
右系と揚子と後病とて評し張居し之は長桑谷
の如く而に居候し同九年に九月十七日桑谷を
死をて是定み子相^治長桑谷改め相増とて此後
一人若とてはめ清地改めより如傍二右系とて此後
より相系子相とて享保年中に右系とて此より上
ら進候小田相儀と揚子とて此後相儀と物と相
相より相より相儀と揚子とて此後相儀と物と相
此田右系と改めと相儀と揚子とて桑谷とて
て長桑とて此子桑谷係之而光常を子孫之而
光常とて此改め此右系長次ハ外孫田中右系とて

おろ子と考へてしむる云と初ふ小十人廻りし出
しれれと松平十代も長心と云ふ末初地より

桑谷松平家傳

赤川新田初桑谷小桑谷孫之節と云ふ云其元と稱
小桑谷と云ふ和泉守佐光長比呂女と嫁しついでより
高島郡の藩してあつた藩に從ふと云ふ桑谷孫之節
々親忠也 長親長は松平と云ふ桑谷孫之節は
後右衛門佐藤と云ふと云ふ孫之節は二男松平孫之節
と云ふと云ふに江戸と云ふにありとの 廣忠也

東照太子は不承り天正十二年甲申六月二十四日壬午
二月麻布河津院太子に等しは長心徳院濟慈生也

号は松平子小を云ふと云ふ桑谷の出生一

東照太子は不承り天正十二年丙寅九月二十日壬午

は長と云ふ松平松平道吟禪定と云ふ松平子初九節

白田の松平子初と云ふと云ふ松平子初松平道吟禪定と云ふ

松平村乃松平家傳

和泉守孫綱は佐光長の四親孫小の孫也満朝右丹に

居り右丹又佐藤也其人佐藤と云ふなり判官として

佐光長は不承り松平は加藤親良物左七名守比呂二

なり七名守比呂溜右丹佐藤右丹右丹右丹右丹右丹
右丹右丹右丹右丹右丹右丹右丹右丹右丹右丹
文明十三年十月八日佐藤右丹佐藤右丹

實公公源心と云ふ

公書小治原を 景親右の長男として松平

を命左下として稱し是疾も松平村小姓忠貞として

と此を命左下と細と信を命し

信原の嫡男と又物治原と信と稱し 親忠右は信

以貞二年を以て十月十日朝向朝丹國公就小打北し

信名と朝登降久禪定と云は是子越後時茂

長親也 信右也 信原長子信元又二年至己三月朝

加賀松原殿の公就小治原也 就北より時茂の長

孫十市治茂也 信原長小治原なり 又時茂と云は信

原此弟に死亡を以て信原長子信元と云は河北也

八

と送原と云は信し 信原長は信なり 又又十二年常

比秋八月十日原長比城國と公就の所稱也 信元と

云は秋月禪定と云は信を子孫人信と稱す 親忠と

信と云は送原と云は信し

東照太子信元よりなる四家ありと云ふ 川三州加茂郡

松平村より信原長孫の地と云ふなり 此親高は百十八石

是より松平村小務り信を信長と云は景親親元時信

と云はし 初初め信長氏の子を命左下と云は信と云は

信元也 二十二年乙卯にして信元知知 二百石と云ふなり

之より信元也 二十二年乙卯にして信元知知 二百石と云ふなり

二十二年乙卯にして信元知知 二百石と云ふなり

を帝在馬堂和義の法と改演し松平村子居住し寛文
四年甲辰三月十日壬戌五十九才にして死公法を寺深延院
慈雲福壽と号して子を帝在馬と号し寛文八年
二月十六日卯時におく

大猷の子獨一をり寛文四年甲辰父の遺跡とす此松平
村子居住し水保十六年壬辰正月十日卯時小位と死をり
江戸年延樹山山光照子に葬り法名を淨安院松卷をり
貞と号して寛文十一年乙未を元保九年丙子十月二日二
十一才にして死をり男子有りしと妹年同姓松平
右馬頭久子常力と名をり此と法を帝在馬
定宗と号して今村を帝在馬に法を承りしと但西

早此右之河原と稱し

普通の流に 親右右村中嫡男とす此味を帝親長
と稱し病を為り死す此は家督と稱し之は西郡二
ふと似たり此天文中に死をり此と稱す帝在馬
の御と稱す此は松平を帝在馬と稱す此は嫡男
筋とす此は左の御に記しありあり此は左
信光右村中親族と稱し右丹と稱す

藤丹松平家傳

與治保しといふ此は保しといふ
改元内二至 九月五日

三川岩海郡藤丹小松平越後守清台といふあり

且其兄と祥にせしれを以年此又流多之し母祥を
親と君に州也し水出海都三ノ木ありて知所と下り
明應年中十北五也其子北を法忠とて長親君
法忠君 法原君に法不有り天又年中十北五也其
子與也其法政の之木為人に存之録下ノ属一に存死
己の法之君法里此も法伊賀も右十属しを子
法忠君 法忠君の付録に下しありし天正年中
東照公に州也しれ遠石の内ありて知所武而を編不
き又十年己十一月十六日其秋九十九ありし北五
法名道卷法王と号法法政の之木子右馬法次と
多居右馬 元右同部を命右政は法法法法法法

以減代と有り七百石と得て之を子伊減法倫此付也
居家裏敷は法不有り人とありを子法右馬法倫ハ
然るをわゝゝめを子然若新右馬法貞小ありし
ありし方法政の法不有居家には不問之曾ハ松平
六右馬法義とて 神田伊敏とて 此子孫今
伊右儀松平右源を義宗とて
法政の法不有右馬法政の切也多居家には法不有又
清政の法と右儀し人若若中多細を大政の法不
出所せり所法法法法法法法法法法法法法法法法
一級と法不有法不有法不有法不有法不有法不有
小嶋宗多法羽法法法法法法法法法法法法法法法法

愛知 県



1101534720

二の九の紙小疋と奉り寛永九年八月廿五日若松平重智
 細小疋一俵府の庄者と余せりし同十一年甲戌
 右若松十二人一同改易せりし政守も同内分りて其妻
 四十年十月廿五日敏光あき同六年辰十二月十八日知行
 二石石とりしり明暦二年丙申十一月十六日北玄せりて子
 市郎石屋は左馬守重勝親筆にたり大庄者と能光
 と後 神田石屋の用へたりし石石の知行と下りし
 今も石石松平の知行の政守の奉りし石石流二石松平
 石石の知行にたり

参陽松平御傳記卷第十 終大尾

愛 知 県



1101534720

288

22

1-4